

者の指定の件)に掲げる学校若しくは養成所の卒業者であって、当該学校又は養成所において物理学及び化学を修めた者

- 4 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において物理学及び化学を修めた者
- 5 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者

理容文化論

- 1 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であって当該学校において美術を修めた者
- 2 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において美術を修めた者
- 3 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの
 - (1) 1から3までに定める者に準ると認められる者
 - (2) 理容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者

理容運営管理

- 1 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者
- 2 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において経済学、経営学又は会計学を修めた者
- 3 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの
 - (1) 1から3までに定める者に準ると認められる者
 - (2) 理容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者

理容技術理論・理容実習

- 1 理容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの
- 2 理容師の免許を受けた後、9年以上実務に従事した経験のある者

選択必修課目

それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者

美容師養成施設指定規則（平成10年1月27日厚生省令第8号）

（この省令の趣旨）

第1条 美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する美容師養成施設の指定に関しては、この省令の定めるところによる。

（指定の申請手続）

第2条 法第4条第3項に規定する指定を受けようとする美容師養成施設の設立者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、美容師養成施設の長及び教員の履歴書を添えて美容師養成施設を設立しようとする日の4月前までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 美容師養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日
 - 二 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
 - 三 美容師養成施設の長の氏名
 - 四 養成課程の別
 - 五 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
 - 六 生徒の定員及び学級数
 - 七 入所資格
 - 八 入所の時期
 - 九 修業期間、教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総授業時間数（通信課程にあっては、各教科課目ごとの添削指導の回数及び面接授業の授業時間数）
 - 十 入学料、授業料及び実習費の額
 - 十一 美容実習のモデルとなる者の選定その他美容実習の実施の方法
 - 十二 建物の位置及び構造の概要並びに設備の状況
 - 十三 設立者の資産状況及び美容師養成施設の経営方法
 - 十四 指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
- 2 2以上の養成課程を設ける美容師養成施設にあっては、前項第5号から第10号までに掲げる事項は、それぞれの養成課程ごとに記載しなければならない。
- 3 通信課程を併せて設ける美容師養成施設にあっては、第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項を申請書に記載し、かつ、これに通信養成に使用する教材を添付しなければならない。
- 一 通信養成を行う地域
 - 二 授業の方法
 - 三 課程修了の認定方法

（養成施設指定の基準）

第3条 法第4条第3項に規定する美容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

二 昼間課程に係る基準

- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する者であることを入所資格とするものであること。
- ロ 修業期間は、2年以上であること。
- ハ 教科課目及び標準授業時間数は、別表第1に定めるとおりであること。
- ニ 美容実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。
- ホ 美容師養成施設の長は、専ら美容師養成施設の管理の任に当たることのできる者であって、かつ、美容師の養成に適当であると認められるものであること。
- ヘ 教員の数は、別表第2に掲げる算式によって算出された人数（その数が5人未満であるときは、5人）以上であり、かつ、教員数の2分の1以上が専任であること。
- ト 教員は、別表第3の上欄に掲げる課目についてそれぞれ同表の下欄に該当する者であって、かつ、美容師の養成に適当であると認められるものであること。
- チ 同時に授業を行う1学級の生徒数は、40人を標準とすること。
- リ 校舎は、教員室、事務室、消毒室、図書室、同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室及び適當な数の専用の実習室を備えているものであること。
- ヌ 普通教室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- ル 消毒室の面積は、6.61平方メートル以上であること。
- ヲ 実習室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- ワ 建物の配置及び構造設備は、リからヲまでに定めるもののほか、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- カ 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有するものであること。
- ヨ 入学料、授業料及び実習費は、それぞれ当該養成施設の運営上適當と認められる額であること。

タ 経営方法は、適切かつ確実なものであること。

二 夜間課程に係る基準

イ 前号（へを除く。）に該当するものであること。

ロ 教員の数は、別表第2に掲げる算式によって算出された人数（その数が4人未満であるときは、4人）以上であり、かつ、教員数の2分の1以上が専任であること。

三 通信課程に係る基準

イ 第1号のイ、ハ（標準授業時間数に係る基準を除く。）、ニ、ト、ヨ及びタに該当するものであること。

ロ 修業期間は、3年以上であること。

ハ 教員は、相当数の者を置くものとし、そのうち、専任の者の数は、生徒200人以下の場合は3人、200人又はその端数を超えるごとに1人を加えた数であること。

ニ 定員は、当該養成施設における昼間課程又は夜間課程の定員（昼間課程と夜間課程とを併せて設ける美容師養成施設にあっては、そのいずれか多数の定員）のおおむね1.5倍以内であること。

ホ 通信課程における授業は、通信授業及び面接授業とし、その方法等は、厚生労働大臣が別に定める基準によること。

2 美容師養成施設のうち、特殊の地域的事情にあること、特定の者を生徒とすることその他特別の事情により、入所資格、修業期間、教員の数、同時に授業を受ける1学級の生徒数、普通教室の面積又は実習室の面積が前項各号に掲げる当該基準によることができないか、又はこれらの基準によることを適當としないものについては、厚生労働大臣は、当該養成施設の特別の事情に基づいて、それぞれ特別の基準を設定することがある。

（教科課程の基準）

第4条 法第4条第3項に規定する指定を受けた美容師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の教科課程は、教科課程の基準として厚生労働大臣が別に定めるところによらなければならない。

（変更等の承認）

第5条 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における生徒の定員の変更をしようとするとき、又は生徒の定員を変更するための施設の構造設備を変更しようとするときは、2月前までに、その旨を記載した申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、厚生労働大臣は当該指定養成施設所在地の都道府県知事に承認した内容を通知しなければならない。

2 指定養成施設において新たに養成課程を設け、若しくは養成課程の一部を廃止し、又は養成施設を廃止しようとするときも、前項と同様とする。

（変更の届出）

第6条 指定養成施設の設立者は、第2条第1項第1号、第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第9号（教科課程に関する部分に限る。）若しくは同条第3項第2号若しくは第3号に掲げる事項若しくは通信課程における通信教材の内容に変更を生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定養成施設の設立者は、第2条第1項第5号、第6号（学級数に関する部分に限る。）、第10号、第11号若しくは第12号に掲げる事項に変更を生じ、又は施設の構造設備に変更（生徒の定員を変更するためのものを除く。）を生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

（収支決算等の届出）

第7条 指定養成施設の設立者は、毎年7月31日までに、次の事項を当該養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一 前年の4月1日からその年の3月31日までの収支決算の細目

二 その年の4月1日から翌年の3月31日までの収支予算の細目

（入所及び卒業の届出）

第8条 指定養成施設の設立者は、毎年4月30日までに、前年の4月1日からその年の3月31までの入所者の数及び卒業者の数を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

（卒業証書）

第9条 指定養成施設の長は、その施設の全教科課程を修了したと認めた者には、次の事項を記載した卒業証書を授与しなければならない。

一 卒業者の本籍、氏名及び生年月日

二 卒業の年月日

三 指定養成施設の名称、所在地及び長の氏名

- (報告の徴収及び指示)
- 第10条 厚生労働大臣は、指定養成施設につき必要があると認めるときは、その設立者又は長に対し報告を求めることができる。
- 2 厚生労働大臣は、指定養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設立者又は長に対して必要な指示をすることができる。

- (指定の取消し)
- 第11条 厚生労働大臣は、指定養成施設が第三条の規定による基準に適合しなくなつたと認めるとき、その設立者が第五条の規定に違反したとき、又はその設立者若しくは長が前条第2項の規定による指示に従わないとときは、その指定を取り消すことができる。

別表第1

課目	標準授業時間数
必修課目	
関係法規・制度	30
美容保健	120
美容文化論	90
美容運営管理	60
選択必修課目	600
合計	2,000

別表第2

(定員×1学級の週当たり平均授業時間数) / (40×15)

別表第3

関係法規・制度

- 1 旧教員免許令（明治33年勅令第134号）に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において法律学を修めた者
- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の卒業者であって、当該大学において法律学を修めた者
- 3 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条若しくは第2条の規定により高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者
- 4 衛生行政に3年以上の経験を有する者
- 5 旧高等試験令（昭和4年勅令第15号）による高等試験又は司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者

衛生管理

美容保健

- 1 医師
- 2 歯科医師
- 3 薬剤師
- 4 獣医師

5 美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの

美容の物理・化学

1 薬剤師

- 2 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において物理学及び化学を修めた者
- 3 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定二関スル規程（大正11年文部省令第4号）第6条第5号の規定により許可を受けた学校又は同条第7号の規定に基づく昭和15年10月文部省告示第569号（実業学校教員検定二関スル規程第6条第7号により無試験検定を受けることができる者の指定の件）に掲げる学校若しくは養成所の卒業者であって、当該学校又は養成所において物理学及び化学を修めた者

4 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において物理学及び化学を修めた者

- 5 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者

美容文化論

- 1 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であって当該学校において美術を修めた者
- 2 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において美術を修めた者
- 3 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの
 - (1) 1から3までに定める者に準ずると認められる者
 - (2) 美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者

美容運営管理

- 1 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者
- 2 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において経済学、経営学又は会計学を修めた者
- 3 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの
 - (1) 1から3までに定める者に準ずると認められる者
 - (2) 美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者

美容技術理論・美容実習

- 1 美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの
- 2 美容師の免許を受けた後、9年以上実務に従事した経験のある者

選択必修課目

それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者

理容師美容師法の一部を改正する法律等の施行について（昭和30年10月3日厚生省発衛第324号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知）

理容師美容師法の一部を改正する法律及びこれに伴う理容師美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行については、さきに厚生事務次官通知により通達されたところであるが、更にこれが実施にあたつては左記事項に御留意の上、万遺憾のないようにされたい。

1～3 (略)

4 養成施設の指定及び運営に関する事項

- (1) 養成施設の指定申請にあたり、今回あらたに「団体」を「法人」に類する設立者として取り扱うこととしたが、この場合の「団体」は、法第十四条の三に規定する理容師会、美容師会等の組合をさすものであるので、この点御留意ありたいこと。
- (2) 養成施設において行う実習のモデルとなる者及びその者から徴収する料金については、あらたに指定申請事項として加えたので、申請書中にこれを明記させるよう徹底せられたいこと。
- (3) 実習のモデルの範囲及びその者から徴収する料金は、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう考慮を払う趣旨により改正されたものであるので、その対象については生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける生計困難者等とし、その料金については実習に要する実費程度の範囲において承認を与えるようされたいこと。
- (4) 養成施設の経営方法については、厚生大臣において充分その実態を正確に把握しうるよう具体的な資料を記載させるよう指導されたいこと。
- (5) 養成施設に附設する生徒の寄宿舎の設備については、改正後の省令第10条第1項第12号の規定によりその詳細を明記させるとともに、その建物の図面については同条同項第13号の図面にこれを含ましめるよう措置されたいこと。
- (6) (略)
- (7) 指定養成施設の廃止については、従来届出をもつて行つてきたが、養成施設の廃止はこれを任意的に行わせるときは生徒の処置等について万全を期しがたいため、今回これを厚生大臣の承認にかかるせ、もつて養成教育の円滑な運営を図つたので、指導監督にあたつて遺憾のないようされたい。

5 通信教育の実施に関する事項

- (1) 養成施設の通信課程の定員について、今回例外的規定として法定数以上に増員することを認めたが、これは地方的実情を考慮してやむをえない場合に適用せられるものであること。
- (2) 養成施設の通信課程における面接授業時間数については、原則時間数を100時間減ずるとともに、特定の場合にはその時間を更に減じうるようにし、理容所、美容所において現に理容、美容の補助的業務に従事している者等に対しその実態に適する措置をとつたものであること。
- (3) 養成施設の通信課程における面接授業の実施場所については、当該養成施設を原則とし、地域的関係又は経済的事情等によりやむをえず他の適切な施設（例えば、保健所、他の養成施設等）を利用するなどを妥当と認める場合に限り適用せられるものであること。
- (4) 右の通信課程における承認事項の運用については、原則として個々に養成施設より都道府県知事を経由して厚生大臣に承認を申請するものとするが、なおこれが一般的運用については追つて別途通知をする予定であること。

6 (略)

理容師養成施設及び美容師養成施設の運営について（昭和31年3月30日衛環発第12号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局環境衛生部長通知）

標記については、かねてより種々御配慮を煩わしているところであるが、昨年の法改正及びこれに伴う省令改正の趣旨に則り、さらにこれが健全な教育機関としての機能を充分に果たしその適正な運営を一段と推進すべき現状にある。このためにさきに理・美容師養成施設の通信課程における授業料の軽減について必要な措置を講じた次第であるが、今回さらにこれを徹底しより合理的な運営を期するため、通信課程の実習費、入学料等を中心とする経済的負担その他養成施設の運営の適正化について、左記のごとき方針により実施することとしたので、この旨を管下養成施設の設立者に周知徹底されるとともに、所定の手続等に關し遺憾のないように充分の指導を行われたく、お願いする。
なお、養成施設における教育内容の質的向上を図ることに意を用いられることは言うを俟たないが、今後養成施設においてその本来の使命にそわざ不健全な運営を行うものについては更に監督を厳にするよう留意されたく、念のため申し添える。

1 通信課程の費用

- (1) 通信課程の実習費については、先般の省令改正により、その面接授業が420時間から320時間（特例承認160時間）と大幅に短縮されたことに伴い、従来の理容師養成施設年間700円以内、美容師養成施設年間1,500円以内の基準をそれぞれ600円以内及び1,000円以内とし、これを省令第11条第1号ホの適当と認める額に改めたこと。
- (2) 通信課程の入学料については、通信課程の利用度の増大及び生徒の経済的負担を考慮して、今後は適当と認める額を1,500円以内と改めたこと。
- (3) 通信課程は、その本来の趣旨にかんがみ、授業料、実習費及び入学料以外の費用を不当に生徒に課することは認められないものであることは当然であるので、今後は次に掲げる名目に類する費用に限りこれを認めることとし、その他の費用は一切認めないこととしたこと。
- (イ) 校友会費
(ロ) P・T・A会費
(ハ) 学生証明書その他証明に要する手数料
(二) バッヂ代
右の4項目の費用を統計して年額500円以内とすること。
- (4) 右3項による措置は、今後設置する通信課程については勿論、現在右3項による額以上を徴収している既存の養成施設の通信課程については一律に変更の手続をとらせることとするので、次の点にわたり申請書を整備して厚生大臣あて提出せしめられたいこと。
(イ) 実習費、入学料及び校友会費等所定の費用の明細を附し、それぞれの合計を所定の額以内とすること。
(ロ) 今回の措置は、本年5月入学生より実施すること。
(ハ) 右費用の変更に伴う收支予算書を添付すること。
(二) 変更承認申請は、本年4月20日までに提出するようにすること。

2 昼間、夜間課程の費用

昼間、夜間課程の費用については、右の通信課程の整備に伴い、順次これを実施するものとするが、当分の間、右の通信課程の費用に準じて努めてその適正化を自主的に整備しうるよう指導されたいこと。

3 養成施設の修了認定

- (1) 養成施設の修了認定については、各養成施設において適正な基準と公平な判断により実施すべきものであることは当然であるが、この認定について従来ややともすれば不適正な実施がみられる点もあるので、特に理容師、美容師試験の施行との関連を考慮し、その正しい運用を図るよう指導されたいこと。
- (2) 養成施設の通信課程については、昭和29年5月実施後所定の2か年を本年4月をもって経過することとなるので、本年4月の通信課程修了生が初めてその修了認定を受けることとなる。通信課程における教育については従来その趣旨の徹底につとめたところであるが、その具体的な成果については今回の認定をもって運用の適否を判断しうる基礎となるので特に意を用いて養成施設の指導にあたられたい。殊に、通信課程における教育は、通信教材による教育と面接授業による教育との二が両々相俟って適正に運用されて始めて所期の目的を達成しうるものであるので、その修了認定についてもこの両者がそれぞれ正当に評価されているか否かについて充分な指導を行うことが必要である。
- 右の趣旨から、特に通信課程の修了認定についてはおおむね次の方針によりその適正化を図られたい。
- (イ) 通信課程の単位取得のうち通信教材によるものについては、各養成施設がすべて社団法人日本理容美容通信教育サービス・センター（以下単に「サービス・センター」という。）に委託して実施しているものであるので、サービス・センターが厚生省告示第258号（昭和29年）

による学習指導要領により実施した単位取得の成績を基礎として認定すること。

- (ロ) 右の通信教材による単位取得については、サービス・センターより各養成施設に対し「卒業単位修得者一覧表」(別紙1)を送付し、また各生徒に対し「単位修得証明書」(別紙2)を交付するので、修了認定の指導監督にあたってはこれらを参照の上行うとともに、理容師、美容師試験の受験手続についても養成施設修了証書の補充書類として前記「単位修得証明書」を参考とするよう考慮されたいこと。
- (ハ) 通信課程の単位取得のうち面接授業によるものについては、各養成施設において直接実施しているものであるので、面接授業による評価については厚生省告示第259号(昭和29年)による基準を基礎として認定すること。
- 4 その他養成施設の運営に関する事項
- (1) 省令第14条の規定による養成施設の定期報告については、設立者にこれを厳守させるとともに、この報告に基く指導監督についても充分行われたいこと。
- (2) 養成施設の通信課程において、当該養成施設の生徒を他の養成施設に委託し、両施設間において契約をもって授業料その他の費用徴収について分割の措置をとること等は、違法であるので、厳に取締るものであること。
- (3) 養成施設の定員の超過、教員の変更、教科科目の授業時間数の変更については法定の手続によるの外、一切申請のものによることを厳守せしめること。
- (4) 養成施設の通信課程の定員、面接授業の場所、面接授業時間数等特例承認を要すべき事項については、さきに通知したところにより実施するよう指導されたいこと。

○理容師美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する件（昭和31年10月5日 発衛第360号各都道府県知事あて厚生事務次官通知）

理容師美容師法施行規則の一部を改正する省令が昭和31年10月1日厚生省令第48号をもつて別紙のとおり公布されその一部は、直ちに施行されることとなつた。

今次改正は、理容師養成施設及び美容師養成施設の現況に鑑み、一層その経営の適正化及び教育内容の充実強化を図ることにより、養成施設本来の使命を十分發揮させることを主たる目的とし、その他理容師及び美容師試験を合理化すること等をその内容とするものであるから、各都道府県においてこれが趣旨の普及徹底を図るはもちろん、運用に当つては特に次の事項に御留意の上、改正省令の所期する目的達成に遺憾なきを期せられたい。

第1 改正の趣旨

理容師美容師法施行規則改正の主要点及び趣旨は次のとおりであること。

- 1 養成施設の指定の申請については、従来ややもすれば養成施設設立の直前に至つて、指定の申請をする向があり、これがため養成施設運用上支障を來すことのある現況に鑑み、今回指定の申請書の提出期限を定め、これらの傾向のは正を図ることとしたこと。

おつて、指定養成施設が申請事項を変更しようとするときも申請書の提出期限が定められたが、これが運用は新規設立の場合の取扱に準ずること。

- 2 養成施設の経営の適正化及び教育内容の充実強化を図る等の措置として、主として次の点につきこれが整備を図つたこと。

(1) 教科課程の全国的均衡を図るため、必修の教科課目の課目別授業時間数を定めるとともに、教育内容の充実を図るため、一部の課目について、その教員となるものの資格を改めたこと。

(2) 経営の適正化と生徒の経済的負担の軽減を図るため、入学料、授業料及び実習費の最高限を定め、また、生徒定員の最低限度を引き上げたこと。

(3) 養成施設における教育的機能を高めるため、その長の資格要件を定め、また実習室その他の設備基準を高めたこと。

- 3 指定養成施設の実施状況等の届出事項の整備を図るとともに、理容師及び美容師試験の実施方法を合理化したこと。

第2 指定養成施設の運営について

指定養成施設が理容師美容師制度において占める意義の重要性特にその社会的公共性に鑑み、その本来の使命を十分に果すには、その運営の適正化を期する必要が特に痛感され、今回の省令改正もこの趣旨により行われたものであるが、なおこれが指導の徹底を図るためにには、設立者が国及び地方公共団体の場合を除いては、私立学校法第3条の規定による学校法人、民法第34条の規定による公益法人その他営利を目的としない法人組織によつて運営されることが最も適切であると思料されるので、今後養成施設設立の場合の設立者は、原則的にはこの種法人組織とさせるよう強力に指導するとともに、既設の指定養成施設についても、でき得る限り速やかに法人に組織変更させるよう配意願いたいこと。

第3 その他の事項

今回の省令改正において、既設の指定養成施設に対しては経過措置として、生徒定員及び施設設備等において若干の猶予期間を設けてあるが、本省令改正の趣旨からも速やかに、これが整備の措置を講じるよう指導されたいこと

理容師(美容師)養成施設のモデルの取扱について（昭和31年12月19日衛環発第57号各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長通知）

理容師養成施設及び美容師養成施設（以下「養成施設」という。）における生徒の実習のためのモデルの取扱いについては、理容師美容師法施行規則第11条第1項ト（昭和31年10月1日改正省令）に定めるところであり、これが運用については、「理容師美容師法の一部を改正する法律等の施行について」

（昭和30年10月3日厚生省発衛第324号各都道府県知事宛厚生省公衆衛生局長通達）4 養成施設の指定及び運営に関する事項中（3）に示されているところであるが、なお、これが詳細については左記により指導方針を御願いする。

1 実習のモデルの範囲

外部のものを対象とする実習のモデルは、生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける者等とされておりがその具体的範囲は左のとおりとすること。

- (1) 生活保護法にいう被保護者又は要保護者
- (2) 生活保護法第三八条の保護施設を利用し又は入所している者
- (3) 身体障害者福祉法第五条の身体障害者更生援護施設を利用し又は入所している者
- (4) 児童福祉法第七条の児童福祉施設に措置児童（母子寮に入所する母子世帯を含む。）として利用し又は入所している者
- (5) その他社会福祉事業法の対象となる生計困難者及び世帯更生運動の対象となる生計困難者。ただし、この場合生計困難者の内容が極めて抽象的になるおそれがあるので、各都道府県においては具体的に民生委員の推せんに基いたものを受け付けさせるとか、その他範囲を限定する適當な方途を講じさせること。

2 モデルを行う場所

外来のものをモデルとして取扱う場所は、当該養成施設内に限るものとすること。ただし施設に入所している者が身体的状況等により養成施設に出向くことができない万やむを得ない事情があるときに限り例外的に、生活保護法の保護施設、身体障害者福祉法の身体障害者更生援護施設及び児童福祉法の児童福祉施設に赴いて行うことができること。

3 料金

モデルから料金を徴収しないこと。

4 モデルを取扱う期間及び時間等

- (1) 生徒が外部のものをモデルとして取扱い得る時期は、入学後概ね6か月を経過してからとすること。
- (2) 養成施設が外部のものをモデルとして取扱う時間等は、養成施設の規模にも差異のあることとして一率には定め難いから、各都道府県において、養成施設側及び業界側の意見を十分聴取の上、個々の養成施設について、取扱う時間あるいは取扱う日等の規則をさせるよう指導に当ること。

5 その他

1に掲げたような対象者が現存しないときは、モデルは生徒相互間において、あるいはその他の器材等を用いて行うこと。